

下関市立大学教員の昇任及び採用の審査に関する運用内規

平成 19 年 6 月 1 日 施行
平成 19 年 10 月 23 日 改正
平成 23 年 3 月 11 日 改正
平成 27 年 3 月 31 日 改正

(目的)

第 1 条 この運用内規は、下関市立大学教員選考規程第 8 条第 5 項及び同規程第 1 2 条に基づき、下関市立大学教員の昇任及び採用の審査に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(審査手順)

第 2 条 昇任の審査は、以下の手順で行う。

- (1) 教員は、自らの昇任の審査を公立大学法人下関市立大学教員人事評価委員会(以下「人事評価委員会」という。)に願い出る。
- (2) 人事評価委員会は、当該教員が形式上、昇任要件を満たしていると判断できるとき、経営企画会議において当該昇任案件を報告し、法人職員の定数管理の観点から確認を求める。
- (3) 人事評価委員会は、前号の確認ののちに当該昇任案件を発議する。
- (4) 学長は、前号の発議を受けて、当該昇任案件の審査を行うため、審査委員会を設置する。
- (5) 審査委員会の構成は、当該学科会議から 2 名、その他の学科会議から各 1 名の計 5 名とし、委員の互選により委員長及び副委員長を選出する。
- (6) 審査委員会の審査は非公開とする。なお、審査委員会は必要と認めた場合、人事評価委員会と協議の上で、審査に関して当該学科会議等から意見を徴することができるものとする。
- (7) 審査委員会は、当該教員についての昇任審査の結果等を審査報告書にまとめ、学長に報告する。
- (8) 学長は、前項の報告を受け、当該教員の教育研究業績の審査結果の妥当性について教授会に対し意見を求める。
- (9) 人事評価委員会は、別に指定する日から当該教員の教育研究業績の審査結果の妥当性を審議する教授会が開催されるまでの期間に当該教員の研究業績の縦覧を行う。

2 採用の審査は、以下の手順で行う。

- (1) 人事評価委員会は、必要に応じて学科会議の意見を聴取した上で、教員の採用方針案を作成する。
- (2) 人事評価委員会は、経営企画会議において当該採用方針案を報告し、法人職員の定数管理の観点から確認を求める。
- (3) 学長は、前項の確認ののちに、当該採用方針案について教授会の意見を求める。

- (4) 学長は、前号の規定による教授会の意見を聴いて、審議会に審議を求める。
- (5) 人事評価委員会は、当該採用方針が審議会で承認されたときは、当該採用案件を発議する。
- (6) 学長は、前号の発議を受けて、当該採用案件の審査を行うため、審査委員会を設置する。ただし、審議会があらかじめ認めるときは、第4号の手順を省き、ただちに審査委員会を設置することができるものとする。
- (7) 審査委員会の構成は、原則として当該学科会議から2名、その他の学科会議から各1名の計5名とし、委員の互選により委員長及び副委員長を選出する。
- (8) 審査委員会の審査は非公開とする。ただし、審査委員会は面接による審査を行うことが必要であると判断したときには、人事評価委員会と協議の上で、公開面接を行う。また、審査委員会は必要と認めたときは、審査に関して当該学科会議等から意見を徴することができるものとする。
- (9) 審査委員会は採用候補者1名及び補欠1名を選考する。
- (10) 審査委員会は、採用候補者についての採用審査の結果等を審査報告書にまとめ、学長に報告する。
- (11) 学長は、前項の報告を受け、当該採用候補者の教育研究業績の審査結果の妥当性について教授会に対し意見を求める。
- (12) 人事評価委員会は、別に指定する日から当該候補者の教育研究業績の審査結果の妥当性を審議する教授会が開催されるまでの期間に当該候補者の応募書類・研究業績の縦覧を行う。
- (13) 学長は、審議会で当該候補者の採用が否とされたとき、又は候補者が辞退したときは、補欠の者を候補者として再度教授会に対して意見を求めることができるものとする。

(資格要件)

第3条 教員の昇任及び採用において資格を決定する要件のうち期間について、大学卒業後の経過年数が、講師は5年以上、准教授は8年以上、教授は16年以上とする。ただし、教育及び研究の実績又は学会及び社会における活動が顕著であると認められるときは、当該年数を短縮できるものとする。

第4条 教員の昇任及び採用において資格を決定する要件のうち、研究上の業績の審査については、担当（予定）科目と関連する専門分野において公表された論文、著書、その他の研究業績、学会報告等及び以上と同等の学術的な特殊業績として認めることができるものについてのみ行う。論文等の内容については以下の各号に示す通りである。

- (1) 論文とは、学術論文（刊行補助金を交付されている学会誌及びこれに準ずる学術定期刊行物、編集権が確立し学会における一定の評価を有する専門誌に記載さ

れたもの)、紀要論文(学内学会誌を含む大学の紀要並びに研究所所報等に記載のもの)及び学位論文(博士論文、修士論文・博士課程中間論文)を指す。

(2) 著書は、公刊された専門研究書を基本とするが、専門領域に密接な関連を持つ一般書、教科書、訳書もこれに含める。ただし共著・共訳については分担及び責任の明らかなものに限られる。

(3) その他の業績とは、調査報告・資料、辞(事)典項目執筆、学会・研究動向、書評、商業誌論稿、翻訳、判例研究、解題等を指す。

(4) 学会報告等とは、原則として学会誌等に要旨記載のあるもので、全国又は地方レベルの学会及びこれに準じる研究会で発表された研究報告、並びに専門分野に基づく地域的、全国的、国際的な活動を指す。

(5) 芸術及び体育の分野にあつて、公演・展覧・競技その他の権威ある社会的企画において発表された芸術的又は体育的実技及び制作技術に関して、技術優秀の証明がある場合、社会的指導に顕著な功績がある場合、並びに学会賞・同奨励賞等を授与された場合などは、これを特殊業績として評価することができるものとする。

2 昇任及び採用の審査にあたって研究業績の評価は論文を基本とし、各資格の要件は以下の通りとする。

(1) 教授は論文 13 点以上、准教授は 6 点以上、講師は 3 点以上であること。

(2) 教授については、昇任又は採用以前の 5 年間に 3 点以上の論文が公刊されていること。

3 評価に当たっては論文以外の業績も評価することができる。その場合、別表の研究業績の量化基準表を参照して点数化を行うものとする。ただし、評価において論文及び著書(研究書)以外の点数が、教授の場合 4 点、准教授の場合 2 点、講師の場合 1 点を超えてはならない。

附 則

この運用内規は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 10 月 23 日改正)

この運用内規は、平成 19 年 10 月 23 日から施行し、この運用内規による改正後の下関市立大学教員の昇任及び採用の審査に関する運用内規第 3 条の規定は、平成 19 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 3 月 11 日改正)

この運用内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日改正)

この運用内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表

業績評価の量化基準表

1. 論文		
・ 学術論文	1点
・ 紀要論文	0.5～1点
・ 学位論文		
修士論文、博士課程中間論文	...	1点
博士論文	3点
2. 著書		
・ 研究書	5～10点
・ 一般書	2～5点
・ 教科書	1～5点
・ 訳書	1～5点
3. その他の研究業績	0.1～0.5点
・ 調査報告・資料		
・ 辞（事）典項目執筆		
・ 学会動向		
・ 書評		
・ 商業誌論稿		
・ 翻訳		
・ 判例研究		
・ 解題		
・ その他		
4. 学会報告等	0.1～0.5点
5. 特殊業績	0.5～1点

* 学術論文については、内容によって2点まで評価することができる。

* 紀要論文については、学会で発表されたもの及びレフェリー制などの編集権が確立している論集・紀要に掲載されたもの及びそれと同程度の水準にあると認められたものは1点とし、その他のものは0.5～0.8点とする。

* 共著、共訳については、人数、内容など状況に応じて評価する。

* 同一主題のものは原則として1と計算する。